

横浜シーサイドHAMクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、横浜シーサイドHAMクラブと称し、YSSCを略称とする。

(本部及び事務局)

第2条 社団局JJ1ZBOを本部に設置する。本会の本部は会長宅に、事務局は事務局長宅に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、趣味としてアマチュア無線を共に楽しむ仲間の相互交流・親睦を目的とし、移動運用等の本会活動を通じ、無線技術の向上を図る。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 移動運用の実施
- (2) 無線技術の向上に係る勉強会の実施
- (3) 会員交流イベントの実施
- (4) オンエアデイ（ミーティング）の実施
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事故責任)

第5条 本会活動中に起きた事故、怪我については、すべて本人の責任とする。

(活動年度)

第6条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種別と資格)

第7条 会員は、正会員、準会員、ジュニア会員の3種類とする。

第8条 正会員とは、電波法に規定するアマチュア局の従事者免許証を有する18歳以上の個人とする。

第9条 準会員とは、将来、従事者免許証を取得しようとし、無線に興味を持つ18歳以上の者をいい、ジュニア会員とは、電波法に規定するアマチュア局の従事者免許証を有する、または、将来、従事者免許証を取得しようとし、無線に興味を持つ中学生・高校生とする。ただし、準会員及びジュニア会員は総会での議決権をもたない。

2 正会員が親権者として同意書を提出し、入会した、ジュニア会員について、当該正会員が本会の会員でなくなった場合には、当該ジュニア会員は同時に会員資格を失う。

(入会)

第10条 本会の会員になろうとするときは、入会申込書（様式1）及び従事者免許証の写し（正会員及びジュニア会員）の提出をもって申し込み、役員会の承認を得なければならない。なお、ジュニア会員については、親権者の同意書（様式2）の提出を必要とする。

(仮入会期間)

第10条の2 役員会による入会の承認は、入会申込書提出後、本会活動に2回以上参加（オンエアデイを除く）しなければ、入会承認の可否を決定できないこととする。

(会費)

第11条 会員は、入会金及び会費を納めなければならない。

第12条 本会の入会金及び会費は次のとおりとする。

入会金 無料 年会費 2000円（他エリア在住者は1000円）

準会員及びジュニア会員 200円

（会員資格の喪失）

第13条 会員は次の事由によって、会員の資格を失う。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 除名

（退会）

第14条 会員が退会するときは、退会届（様式3）を提出しなければならない。

2 会費を2ヶ月以上滞納した会員は、退会したものとみなす。

（除名）

第15条 会員が次の各号に該当するときは、役員会の決議により、これを除名することができる。

(1) 電波法による無線局の免許の取消を受けたとき又は無線従事者の免許の取消を受けたとき。

(2) 本会の活動を故意に妨害したとき。

(3) 会員相互の信頼関係を低下させる行為など、本会内の秩序を乱す行為があったとき。

第4章 役員

（役員の数及び選任）

第16条 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長1名、事務局長1名、理事3名以内、監事1名

2 役員を選任は、総会の決議を経て選任する。

（役員職務）

第17条 会長は本会を代表し、本会の活動を掌理統括する。

2 会長は、総会、役員会を召集してその議長を指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のとき、その職務を行う。

4 事務局長は、会費及び活動資金の管理、入退会の管理、内外への連絡など、クラブ内の事務的活動を行う。

5 理事は、本会の活動を実施する。

6 監事は、活動年度終了時に決算報告書を監査する。

（役員任期）

第18条 役員任期は活動年度に準ずる。但し再任を妨げない。

2 補充された役員任期は、前役員残任期間とする。

（退任）

第19条 役員が任期中に退任するときは、役員会の承認を受けなければならない。

第5章 会議

（会議の種類）

第20条 本会の会議は、総会、役員会とする。

（総会）

第21条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎活動年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、役員会が必要と認めたとときに開くことができる。

(総会の招集)

第22条 会長は、総会を召集するときは、会議の日の15日前までに、日時・場所及び会議の目的を示し会員に通知しなければならない。

(総会の附議事項)

第23条 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画及び予算
- (2) 活動報告及び決算
- (3) 役員承認
- (4) 定款の変更
- (5) 入会金、会費に関する事項
- (6) 解散
- (7) その他重要な事項

(決議方法)

第24条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。

第25条 総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合には議長の決するところによる。

第26条 定款の変更及び解散の決議は、前条の規定にかかわらず出席会員の4分の3以上をもって議決しなければならない。

(役員会)

第27条 役員会は役員をもって組織し、本会の活動を実施に必要な事項を審議するために適宜開催する。

2 役員会の決議は、全役員過半数をもって行い、可否同数の場合には会長の決するところによる。

第6章 会計

(予算)

第28条 本会の予算は、通常総会の承認を受けなければならない。

第29条 (削除)

第7章 補足

(会員への連絡)

第30条 各会員への本会からの連絡は、電子メールあるいは郵便にて実施するものとする。

(報告義務)

第31条 各会員は転居・メールアドレス変更などの理由で、連絡先の変更が生じた場合は、遅滞なく事務局長あて報告することとする。会員がこの報告を怠ったために、本会から不利益を被った場合は、その責任を本会は一切負わない。

付則

この会則は、1985年1月13日より施行する。

付則

この会則は、1994年4月10日より施行する。

付則

この会則は、2005年4月10日より施行する。

付則

この会則は、2013年5月4日より施行する。

付則

この会則は、2016年1月30日より施行する。

付則

この会則は、2016年9月18日より施行する。